

許認可等の内容	奨学生の決定		
根拠法令及び条項	鳥取市奨学金貸付規則第4条		
担 当 課	学校保健給食課	処分権者	教育長
標準処理期間	40日	設定日	平成8年4月1日
<p>審査基準</p> <p>奨学生の決定は、規則第4条各号のすべてに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のすべての要件に該当するときに奨学生の決定を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥取市内に住所を有する者の子弟で、市内の中学校を卒業し、鳥取県内の高等学校課程に在学している者であること。ただし、通信教育を除く。 2 学業が優良で性行が善良であること。 3 経済的理由により就学が困難と認められること。 具体的には、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害、疾病などにより収入が減少し、又は多額の出費を要する状態が継続していること。 (2) 保護者の前年度又は当該年度に納付すべき市民税の所得割額が原則として（世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額の合計額とする。）50,000円以下であること。 4 他から奨学金その他これに類するものの貸付け若しくは給付を受け、又はその予約をしていないこと。ただし、生活保護法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用並びに寡婦福祉資金の貸付けを受けている者にあつては、この限りでない。 具体的には、日本学生支援機構、鳥取県などが行っている奨学金の貸与等をいう。 			

許認可等の内容	採用の決定		
根拠法令及び条項	鳥取市奨学金貸付規則第8条第4項		
担 当 課	学校保健給食課	処分権者	教育長
標準処理期間	60日	設定日	平成8年4月1日
<p>審査基準</p> <p>「奨学生の決定」の審査基準のうち、2から5までを準用する。</p>			

教委 3-3

許認可等の内容	奨学金の復活		
根拠法令及び条項	鳥取市奨学金貸付規則第9条第2項		
担当課	学校保健給食課	処分権者	教育長
標準処理期間	14日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 奨学生が規則第9条第1項各号の要件に該当するときは、奨学金の貸付けを休止し、停止し、又は取りやめる。 休止又は停止された奨学金の復活については、次の要件に該当するかどうかについて審査し、決定する。 1 休止、停止の理由が止んでいること。 2 「奨学生の決定」の審査基準を満たしていること。			

教委 3-4

許認可等の内容	返還の猶予		
根拠法令及び条項	鳥取市奨学金貸付規則第14条第3項		
担当課	学校保健給食課	処分権者	教育長
標準処理期間	14日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 1 奨学金の返還の猶予は、次のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 (1) 大学、大学院、専門学校などへ進学したとき。 (2) 災害、疾病などにより、返還が困難と認められるとき。 (3) 海外青年協力隊等による長期にわたるボランティア活動に従事することにより返還が困難と認められるとき。 2 奨学金の返還の猶予期間は、次のとおりとする。 (1) 上記(1)については、在学期間中とする。 (2) 上記(2)については、医師の診断書（鳥取市立病院又は公立病院のもの）により診断された療養期間とする。 (3) 上記(3)については、最長3年以内で個々のケースにより判断する。			

許認可等の内容	奨学生の決定		
根拠法令及び条項	鳥取市農業後継者養成奨学金貸付規則第2条		
担当課	学校保健給食課	処分権者	教育長
標準処理期間	40日	設定日	平成8年4月1日
審査基準			
<p>奨学生の決定は、規則第2条各号のすべてに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のすべての要件に該当するときに奨学生の決定を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥取県立倉吉農業高等学校の入学選抜試験に合格した者又は同校に在学している者であること。 2 自立経営の農業後継者となり農業の発展とその経営の近代化に尽くす意志が強固であること。 3 自立経営の農業を推進するために必要な営農基盤を有する者又はその見込みのある者の子弟であること。 4 学業成績が良好で性行が正しいこと。 5 他から奨学金その他これに類するものの貸付け若しくは給付を受け、又はその予約をしていないこと。ただし、生活保護法及び母子及び寡婦福祉法の適用並びに寡婦福祉資金の貸付けを受けている者にあつては、この限りでない。具体的には、日本学生支援機構、鳥取県などが行っている奨学金の貸与等をいう。 			

許認可等の内容	償還金の返還猶予		
根拠法令及び条項	鳥取市農業後継者養成奨学金貸付規則第11条		
担当課	学校保健給食課	処分権者	教育長
標準処理期間	30日	設定日	平成8年4月1日
審査基準			
<ol style="list-style-type: none"> 1 奨学金返還の猶予については、次のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大学、大学院又は専門学校などへ進学したとき。 (2) 災害、疾病などにより、自立経営農業に従事することが困難と認められるとき。 (3) 海外青年協力隊等による長期にわたるボランティア活動に従事することにより自立経営農業に従事することが困難と認められるとき。 2 奨学金の返還の猶予期間は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 上記(1)については、在学期間中とする。 (2) 上記(2)については、医師の診断書（鳥取市立病院又は公立病院のもの）により診断された療養期間とする。 (3) 上記(3)については、最長3年以内で個々のケースにより判断する。 			